

事務所通信(号外)

## 平成 28 年度 税制改正大綱のあらまし

平成 28 年 1 月 吉日  
税理士法人 AKJパートナーズ

平成 27 年 12 月 24 日、「平成 28 年度税制改正大綱」が閣議決定されました。この度の大綱は、昨年に引き続き、「デフレ脱却・日本経済再生」、「地方創生・国家戦略特区」を基本方針に掲げ、法人税率の引き下げや地方法人課税の偏在是正が行われたことに加え、「少子化対策・女性活躍推進」に向けて、三世帯同居に対応した住宅リフォームに係る特例が創設されました。また、注目されていた「消費税の軽減税率制度」については、酒類及び外食を除く飲食料品及び定期購読契約に係る新聞代がその対象となり、詳細については今後審議される予定です。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

### ～平成 28 年度税制改正大綱～

#### 【所得税関係】

##### I. (創設) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続開始日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、下記に掲げる一定の①家屋、②その敷地の用に供されていた土地等、③居住用家屋を除却した後におけるその敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、その家屋又は土地等の譲渡益から3,000万円を控除する。(家屋又は土地等の譲渡の対価の額が1億円を超えるものを除く。)

- ✓家屋については、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く。)で、相続開始の直前において被相続人以外に居住していた者がいなかったもの。
- ✓譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること。
- ✓相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用、又は居住の用に供されていたことがないこと。

##### 《他規定との併用》

- ・相続財産に係る譲渡所得の課税の特例とは選択適用。
- ・居住用財産の買換え等の特例との重複適用可。

**☞平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡について適用。**

##### II. (創設) 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例

###### 1.住宅の三世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例

個人が、その者の所有する居住用家屋について、下記に掲げる一定の三世帯同居改修工事を含む増改築等を行い、当該居住用家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合に、その三世帯同居改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等(償還期間5年以上)の年末残高(1,000万円を限度)の区分に応じ、それぞれに定める割合に相当する金額(下記①及び②)の合計額を所得税の額から控除する。

- ①一定の三世帯同居改修工事に係る工事費用(250万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高の2%
- ②①以外の住宅借入金等の年末残高の1%

※一定の三世帯同居改修工事とは

- ✓①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれかを増設する工事。(改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。)
- ✓その工事費用(補助金等の交付がある場合には、補助金等の額を控除した後の金額)の合計額が50万円を超えるもの。

#### 《他規定との併用》

・住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除とは選択適用。

☞**居住の用に供した年(平成 28 年から平成 31 年まで)から 5 年間の所得税において適用。**

#### 2. 既存住宅に係る三世帯同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除

個人が、その者の所有する居住用家屋について、前掲の三世帯同居改修工事等を行い、当該居住用家屋を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供した場合に、標準的な工事費用相当額(250 万円を限度。)の 10% に相当する金額をその年分の所得税の額から控除する。(ただし、その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には、適用不可。)

※標準的な工事費用相当額とは

三世帯同居改修工事の改修部位ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に、当該三世帯同居改修工事を行った箇所数を乗じて計算した金額をいう。

#### 《他規定との併用等》

「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」又は「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例」の適用との重複不可。

☞**居住の用に供した年(平成 28 年から平成 31 年まで)の所得税において適用。**

#### Ⅲ. (延長) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

適用期限を 2 年延長する。(平成 29 年 12 月 31 日まで)

#### Ⅳ. (延長) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等

適用期限を 2 年延長する。(平成 29 年 12 月 31 日まで)

#### Ⅴ. (延長) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

適用期限を 2 年延長する。(平成 29 年 12 月 31 日まで)

#### Ⅵ. (創設) セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬控除(医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(医師の関与がある、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が 12,000 円を超えるときは、その超える部分の金額(88,000 円を上限とする。)について、その年分の総所得金額等から控除する。

※「一定のスイッチ OTC 医薬品」とは

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいう。(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

#### 《他規定との併用等》

現行の医療費控除との併用不可。

☞**平成 29 年分から平成 33 年分までの所得税において適用。**

## 【法人税関係】

### I. (見直し) 法人税率の引き下げ

法人税の税率を、次の通り、段階的に引き下げる。

	現行	平成 28 年 4 月 1 日以後 開始事業年度	平成 30 年 4 月 1 日以後 開始事業年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%

### II. (廃止) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(生産性向上設備投資促進税制)

平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止。

※平成 28 年 3 月 31 日をもって即時償却は廃止、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までは特別償却 50% (建物・構築物は 25%)又は税額控除 4%(建物・構築物は 2%)。

※所得税についても同様とする。

### III. (見直し) 減価償却制度

建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備及び構築物に限る。)の償却方法について、定額法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次の通りとする。

①建物附属設備及び構築物(鉱業用のこれらの資産を除く。)… 定額法

②鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備及び構築物に限る。)… 定額法又は生産高比例法

なお、リース期間定額法、取替法等は存置する。

※所得税についても同様とする。

☞ **平成 28 年 4 月 1 日以後取得した資産について適用。**

### IV. (見直し) 欠損金の繰越控除制度等

①平成 27 年度税制改正において講じた、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度等における控除限度額の段階的な引下げ措置について、下記の通りとする。(中小法人等を除く。)

平成 27 年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成 27 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	65/100	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	65/100
		平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	60/100
平成 29 年 4 月～	50/100	平成 29 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	55/100
		平成 30 年 4 月～	50/100

②平成 27 年度税制改正において講じた、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間を 10 年(現行 9 年)に延長する措置(平成 29 年 4 月 1 日施行)について、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとする。

### V. (延長) 交際費の損金不算入制度

適用期限を 2 年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を 2 年延長する。(平成 30 年 3 月 31 日まで)

## VI. (延長) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置

適用期限を 2 年延長する。(平成 30 年 3 月 31 日まで)

## VII. (延長) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

対象となる法人から常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。(平成 30 年 3 月 31 日まで)

※所得税についても同様とする。

## VIII. (見直し) 雇用促進税制

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置について、適用の基礎となる増加雇用者数を、地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用、かつフルタイムの雇用者の増加数と限定した上で、適用期限を 2 年延長する。(増加雇用者数は新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。)

※地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域とは

有効求人倍率が低い地域として地域雇用開発促進法に定める一定の地域をいう。

### 《他規定との併用》

所得拡大促進税制の適用の基礎となる雇用者給与等支払増加額から本措置の適用の基礎となった増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除した上、所得拡大促進税制と重複適用可。

※所得税についても同様とする。

☞平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの開始事業年度について適用。

## 【地方税関係】

### I. (見直し) 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額 1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次の通りとする。

		現行	改正案
			平成 28 年度～
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)
	年 800 万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)

※所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率を標準税率の 2 倍(現行 1.2 倍)に引き上げる。

☞平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

## II. (見直し) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

資本金1億円超の普通法人のうち、付加価値割額が40億円未満の法人については、下記の通り計算した額を当該事業年度に係る事業税額から控除する。

	平成28年4月1日～平成29年3月31日開始事業年度	平成29年4月1日～平成30年3月31日開始事業年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日開始事業年度
付加価値額が 30億円超 40億円未満	(改正後の税率による事業税額 - 改正前の税率による事業税額) × 付加価値額に応じた割合(3/4 ~ 0)	(改正後の税率による事業税額 - 改正前の税率による事業税額) × 付加価値額に応じた割合(1/2 ~ 0)	(改正後の税率による事業税額 - 改正前の税率による事業税額) × 付加価値額に応じた割合(1/4 ~ 0)
付加価値額が30億円以下	(改正後の税率による事業税額 - 改正前の税率による事業税額) × 3/4	(改正後の税率による事業税額 - 改正前の税率による事業税額) × 1/2	(改正後の税率による事業税額 - 改正前の税率による事業税額) × 1/4

※事業税額とは、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額をいう。

☞ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度から適用。

## 【消費税関係】

### I. (創設) 消費税の軽減税率制度の導入

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等は下記の通りとし、軽減税率は地方消費税と合わせて8%とする。

- ✓ 酒類、外食サービスを除く飲食料品の譲渡
- ✓ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

☞ 平成29年4月1日から導入。

### II. (創設) 適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)の導入

現行の請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」(仮称)から交付を受けた「適格請求書」(仮称)の保存を、仕入税額控除の要件とする。免税事業者は適格請求書等を発行することができず、免税

事業者からの課税仕入れについては、仕入税額控除の適用を受けられないこととなる。(経過措置あり。)

☞ 平成33年4月1日から導入。

## III. (見直し) 高額資産を取得した場合における消費税の中小企業者に対する特例措置

事業者(免税事業者を除く。)が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額資産の課税仕入れ等を行った場合には、当該高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は、適用しない。

※高額資産とは

一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とする。

☞ 平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合について適用。ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には、適用しない。

## 【車体課税関係】

### I. (廃止) 自動車取得税

平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

### II. (創設) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割(仮称)

自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割(仮称)を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税排気量割(仮称)とし、現行の軽自動車税を軽自動車税排気量割(仮称)とする。

☞ 平成 29 年 4 月 1 日以後の自動車の取得に対して課する環境性能割について適用。

## 【資産課税関係】

### I. (創設) 中小企業者等が取得した生産性向上設備に対する固定資産税の軽減措置

中小企業者等が「中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)」に規定する認定生産性向上計画(仮称)に記載された生産性向上設備(仮称)のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間、価格の 2 分の 1 とする。

※一定の機械及び装置とは

- ✓ 販売開始から 10 年以内のもの。
- ✓ 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均 1% 以上向上するもの。
- ✓ 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの。

☞ 「中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)」の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に取得した生産性向上設備について適用。

## 【その他】

### I. (創設) クレジットカード納付制度

インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付を可能とする。この場合、クレジットカード会社が納付の委託を受けた日に納付があったものとみなし、延滞税等に関する規定を適用する。

☞ 平成 29 年 1 月 4 日以後に国税の納付を委託する場合について適用。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



税理士法人AKJパートナーズ	(代表社員)	公認会計士・税理士	山本 成男
(住所) 〒105-6027	(社員)	公認会計士・税理士	吉村 史明
東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F		税理士	藤田 学
(電話番号) 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481		米国公認会計士・税理士	脇屋 忠生
(事務所URL) <a href="http://www.akj-partners.com/">http://www.akj-partners.com/</a>	(保有資格)	公認会計士	10名
(主たる業務) 連結納税、組織再編税制		米国公認会計士	1名
ストック・オプション設計・評価		税理士(有資格者含)	14名
BPR/BPO、株式公開支援		AFP・税理士科目合格	11名
事業再生アドバイザー等		社会保険労務士(特定社会保険労務士含)	4名
(関連会社) 公認会計士AKJパートナーズ共同事務所		医業経営コンサルタント(有資格者含)	2名
株式会社AKJパートナーズ			